

## 契約に係る指名停止等に関する申立書

令和元年8月8日

一般社団法人わかやま森林と緑の公社  
理事長 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社(私)は、貴公社発注の物品・役務契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、和歌山県又は農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター(平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。
- 2 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案について他者が和歌山県又は農林水産省の機関から当該取引の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。